

昭和三十一年四月二十日(金曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 荻野 豊平君 理事 薩摩 雄次君

理事 瀬戸山 三男君 理事 前田榮之助君

理事 三銅 義三君

逢澤 寛君 荒船清十郎君

大高 康君 木崎 茂男君

中村 寅太君 二階堂 進君

廣瀬 正雄君 松澤 雄藏君

山口 好一君 今村 等君

楠 兼次郎君 中島 巖君

西村 力弥君 安平 鹿一君

出席國務大臣 馬場 元治君

出席政府委員 柴田 達夫君

建設事務官 (大臣官房長) 町田 稔君

建設事務官 (計局局長) 加藤 精三君

議員 久野 忠治君

議員 高村 坂彦君

議員 町村 金五君

建設技官(計画局總務課長) 前田 光嘉君

専門員 西畑 正倫君

委員外の出席者

四月十九日

委員 石田有全君及び西村力弥君辭任につき、その補欠として島上善五郎君及び安平鹿一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島上善五郎君委員辭任につき、その補欠として西村力弥君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

理事前田榮之助君同月六日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

同日

○徳安委員長 これより會議を開き

ます。

議事に入るに先だちまして、理事の補欠選挙を行います。理事前田榮之助君が去る四月六日委員を辭任せられたので、理事が一名欠員になっております。理事の選挙は先例によりまして選挙の手續を省略し、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、再び委員になられました前田榮之助君を理事に指名いたします。

○徳安委員長 連合審査會開會の件につきましてお諮りいたします。土地収用法の一部を改正する法律案について農林委員會より連合審査會開會の申し入れがございます。この際理事會の決定により、本日農林委員會と連合審査會を開會することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 次に参考人招致の件についてお諮りいたします。中島巖君よりダム建設による災害問題について参考人を招致したいとの申し出がございました。この際同問題について参考人を招致するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

午後二時十五分開議

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

におきまして、二十五年以来、建設工事の入札制度の合理化対策というものを決定いたしておりました、ただいまお話がございましたような資格の審査方法を決定いたして、勧告をいたしておるのでございます。しかしながらこの実際の運用におきましては、この決定と必ずしも同じ趣旨のことが行われておらない。発注者はとくく工事ができ上るといふことばかりに専念いたしますので、大業者本位に発注するといふことが行われがちでございます。ただいまお尋ねがございましたような、実績の五割増ししないし倍額程度の範囲でやれるだけのゆとりを持つようにしたいというお話でございましたが、その程度のこととは、大体におきましてこの中央建設業審議会の決定通りでございます。その程度の幅があることとでございます。御趣旨に沿うことができると思っておりますが、実際の運用におきまして、これが十分行われておらないという傾きがございまして、政府といたしましては、ただいまの御趣旨に沿いまして、これが行政指導に当りまして明確な通牒等を出しまして、そうしてこれが徹底を期したい、かように考えておる次第でございます。

○柴田政府委員 たいだいまの建設業法におきまして中央建設業審議会の構成ができて上つておるわけでありまして、これについては発注者と受注者は同数というところになっておりますが、それ以外にお話のごとき関係官庁職員や学識経験者も加わっておるわけでございまして。そういうところから建設業界のありのままの姿を反映するという点から申しまして、建設業者の数が少いというお話でございまして、そういう御趣旨もございまして、さらに業界の意見も十分反映することができまうという趣旨を含みまして、今回の御提案申し上げておる法律案の中にございまして、従来の委員二十五人以内を三十人に改める、増員をいたすようなことに御提案を申し上げておるような次第でございます。

○達澤委員 第三点は、政府機関の発注者は中央審議会の答申の等級別発注標準を尊重して発注せねばならぬと思ひます。しかるにこれを誤解しておる、あるいは無視しておる、あるいは、非常に誤まりを犯しておる、具体的に申し上げますならば、あの審議会できめておるA級の業者に対しては、五千万円以上の仕事の受注をするような答申が出ておる。しかるに実情は百万円や二百万円という小額の受注をしております。この事実があります。この誤った法文の解釈や、また誤った発注者の発注措置を今後適正に指導し、そうしてその配分が適正になるような方法を講ずべきであると思つておりますが、これに対する政府の所見を伺つておきます。

○柴田政府委員 中央建設業審議会の決定によります入札資格の標準は、

お話のごとき相当な幅があるのでありまして、もちろん大業者が小額の入札に参加する資格があるようにはできておらないわけでありまして、それぞれ相対的な弾力性があるわけでございまして、ただその標準とされておる決定されたものの中に例外として、事情によつてこれによりがたい場合にはこれを変更することができるとあるものでありますから、それがとくく運用の場合におきまして多く用いられ過ぎておりました、今のよう非常に趣旨に沿わない状況があるといふこととでございます。発注者はとくく工事ができ上るといふことばかり考えやすく、大業者本意に物事を考える。しかし中央建設業審議会の決定は、適正な工事をやるということも目的でございます。同時に公正な競争によつて、それぞれの能力に応じて建設業界の秩序が保たれるといふことを目的にいたしておるのでございまして、この決定が趣旨ではなくて、その運用がとくく間違って行くといふような点につきまして、建設省といたしましては十分今後通達その他を出し行政指導に努めまして、中小企業の育成にも遺憾なきを期したいと考えております。

○達澤委員 もう一点お尋ねいたしましたのでありますが、たいだいまお話の中にもありましたように、すべての発注者、政府機関の発注者のみならず一般の発注者は、その契約を安全に完遂することに重点を置き過ぎている弊があるのであります。もとよりその契約が完全に遂行できることを尊重することは、これは申すまでもないことであります。

【荻野委員長代理退席、委員長着席】

しかしながら他面またこの建設業法の立法の精神と趣旨もまた尊重せねばならぬと存するのであります。それがたゞめには中小企業の育成強化を忘れてはなりません。従いまして一般の民間の注文者を制することはできませんが、いやしくも政府機関の事業に当りましては、中小の業者がおのおのその公正な営業を営み得るような適正な措置を講ずる義務があると思ひます。すなわち適正な配分をなすように政府の当局では心がけねばならぬと思ひます。これに対する見解をお尋ね申し上げます。

○柴田政府委員 たいだいまのお話はまことに御説の通りでございます。この建設業審議会の決定におきましても、資格審査及び入札方法においては、大業者のみに偏重することなく、中小業者の保護助長に留意するものとすといふ方針が定められております。お説の通りの方針になっておるのであります。が、実際の運用におきまして、るるお話がございまして、なによりがちなところ、お説の趣旨を尊重いたしまして、ますます指導に努めたい、かように考える次第でございます。

○達澤委員 最後に、たいだいまの四問に対するお答えで大体私も了承することができたのでありますが、そこでたいだいまのお答えの趣旨を政府機関のそれぞれの発注者にすみやかに連絡していただきまして、これが行政的に措置されて、そして実行ができるように格段の御配慮をお願いを申し上げます。

○徳安委員長 三鋼義三君。

○三鋼委員 本改正案は提案の理由の説明にもありますように、特に建設工事の請負契約に関する紛争については、建設業審議会のあつせん方法のみをもつてしてはどうかという限度があつて、従つて紛争の未解決または制限等の事態を生じて、このために当事者が相当な損害をこうむり、あるいは工事が遅延して公共の福祉に支障を及ぼすような事例が非常に多い。ここにおいて新たに紛争処理の機関をいたしまして、審査会を設けるということになつているのであります。が、法案を調べてみますと、改正案のねらいといふものは大體妥当であると思ひます。しかし二、三点の質問をいたしたいと思つております。

まず最初にお聞きしたいのは、漸次紛争が増加してきておるのであります。が、その紛争の事例をいたしまして、代表的なものを一つあげて御説明願ひたいと思つております。業者と業者との間の紛争もありましよう。また発注者と受注者との間の紛争もありましよう。またこれに関連いたしまして大業者と中小業者との間におけるところの紛争もあると思つております。これら各点について、どういふ場合に一番多いのかという代表的なものを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○柴田政府委員 建設工事紛争の代表的な事例を述べようといふことでございまして、従来まで建設業審議会にいろいろの紛争がございまして、申請がありまして解決に努めたもののうち、解決された場合もあり、解決されない場合もあるわけでございまして、その中で、今お話のございましたような意味での比較的注目すべき事例を申し上げます。

一つは発注者と元請業者との間の事件でございまして、これは昭和二十七

す。これがこの方面におきましては相当著名な事件ということになっております。

年から約二年二カ月の長きにわたりまして工事の期間がございます上に、さらに紛争が起りまして、今日まで訴訟になっておってまだ解決しないという

いま一件は、お話の中にもございましたような元請業者と下請業者の關係の事件、元請業者が鐵道工業株式會社の事件、下請業者が日本理裝工業株式會社

事例でございます。それは山形県の株式会社鉄興社と元請業者鹿島建設株式会社との間におきます紛争でございます。金額におきましても請負金額が約三億五千万円、紛争の対象になっております金額が約一億三千万円というような額になっております。これは、社、この間におきまして昭和二十六年からやはり二年八月にわたる工事でありましたが、これは中央建設業審議会のあつせんによりまして妥結をいたしておる事例になります。この請負金額は約一億七千八百万であります。紛争の対象になっております金額が八

この鉄興社が自家発電用の発電所の建設工事を鹿島建設に請け負わせてやって参りましたところ、地盤の關係で当初予想しなかったような非常な設計変更と、もう一つは立てかえ払い金に

更をしなければならぬようになった、そういうような、これは不可抗力だということで契約条件を変更してさらに増額要求をするということに相対する解釈が異なっておりまして、食い違いがあるということです。結局、契約条件があるのでございます。結局、契約条件をどう解釈するかということ、契約条件

なつたのでありますけれども、これに對して発注者の側は感じないというところから起つた紛争でございます。これは中央建設業審議会に對して申請が出たのであります。しかしこれは

ございまして、現行法ではあつせんだ
けでることになつておるわけであり
ますので、中央建設業審議会であつせ
んに努めましたけれども、何分にも
あつせんによりまして二千万円を支払
うことで妥結をしたという例に相なつ
ております。いろいろありますが、大
体この二つがちょうど代表的な事件と

あつせんのことでございますから、両方が解決をするという氣持がなくてはできない制度になっております。発注者側の方は建設業華族会があつせんご対策ですが、「審査会」は、委員十五人以内

をもちて組織する。このようになつておるのでありますけれども、これは審査会委員と審議会委員とを兼ねることができるところか。それから第二項

りまして、現在まだ係争中でございまいに「委員は、人格が高潔で識見の高い者

のうちから、中央審査会にあっては「云云」と書いてあるのであります。ちよつとばく然としておると思うのでありますが、二十五条の十二の2、二十五条の十三の2、これと関連いたしましたので、もう少し明快に御説明願いたいと考えてるのであります。

○柴田政府委員　今度できます建設工事紛争審査会と、従来からあります建設業審議会の委員を兼ねることができるとかということでございますが、これには兼ねることもできるわけでございます。それから人選の方針と申します。法の上では「人格が高潔で識見の高

い者のうちから」これはいろいろの行政委員会等の際に、大体この通りでけっこうなこととございますが、こういうふうに非常に公正に仕事をしなければならぬ。

ればならない委員のような場合にこういう言葉が用いられておりますので、今回の紛争審査会もまさしく公正に仕事をしてもらわなければならない委員

でございますから、同じ表現を用いてあるのでございます。まことに抽象的で、具体的な選挙方針は書いてございせんが、要するに大体審議会の方は

事柄の性質上発注者の側からも出る、業者からも出る、関係官庁からも出る、あるいは学識経験者という意味でも出る、それで発注者や業者はそれぞれ

れの立場に立つてその意見を反映するというところでございますが、この建設工事紛争審査会の方は構成する委員はすべて平等に一つの中立的な公正な立

場に立つて、あるいはあつせんに当り、調停に當り、仲裁に當る、あるいはあつせん委員や仲裁委員や調停委員に選ばれる場合と言頭が置かれるといふ

うようなことでございますので、あく

まです中立な学識経験者、専門家あるいは法的な知識としての専門家、こういうような立場で選考いたすのが適當であらうかと考えております。

○三鋼委員　大体それで了解できたのでありますが、先ほど申し上げました二十五条の十二、十三に「事件ごと

に」という字句が入っておりますから、その事件によって最も適した人へそこへ向けられるということになると、思いますので、こういうものを含んで選考されるのであらうと了解してよろしくうございますか。

○柴田政府委員　この条文に出ており

ます「一件ごとに」というのは、この審査会の委員それから特別委員というのが選ばれることによっておりますが、その委員が特別委員の中から事件

ごとにあつせん委員やあるいは三人の
 調停委員を会長が選ぶ、委員や特別委
 員の中から事件ごとに適当と思われる
 人を審査会の会長が指名する。仲裁の

場合には、これは両方の仲裁契約があるかあるいは合意によることを前提にいたしておりますので、事件の当事者がその委員や特別委員の中から合意で

選ぶ、こういうことになっておりまして、審査会の委員として事件ごとに初めて任命するものではございません。委員の場合は任期が二年、それから特

別委員の場合は一年ということに相なっておりまして、さらに具体的なある事件についてのあつせん委員、仲裁委員を選ぶ際に、会長がその中から指

名をする、こういうふうな運びに相なるのでございます。

○三鋼委員 私お尋ねしたのは、委員を選ぶのに、学識、その他人格の高い

人を選ぶというときに、そういう適切

次に二十五条の七であります。次に「紛争処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。」というのであります。大体了解できました。

のようになっておるのでありますが、審査会委員と特別委員と二重に設ける必要があるのかどうか、その理由をはっきりしていただきたいと思ひます。私の考えでは、わざわざこの特別委員を置かなくても、その特別委員に該当する方を審査会の委員に最初からと

お入れになっておった方がいいのではないかと、こう考えるのであります。どうしてもこの特別委員というものを認めたければならないとすれば、こうい

う特別な方というものはそう簡単に得られないのでありますから、少くとも任期をずっと長くした方がいいのではないか、一年くらいでその任期が切れないか、

るといふやり方は、特別委員の性格の特徴がほやけてしまつて、変なものになるのではないか、こう考えるのです。さいますが、その点いかがですか。

○柴田政府委員 委員と特別委員の両方を置く関係でございますが、御承知の通り、この審査会の委員は事件が出て参りますと、あつせん委員に選ばれ

る、あるいは調停委員に選ばれる、あるいは仲裁委員に選ばれて、審査会として活動するというよりも、それぞれ委員が、事件ごとに実際に動き出

す。こういうことになるのでございまして、一面におきまして、この関係では、事実関係、法律関係の非常に専門的な知識を必要とするということがござい

ざいます。これは御承知の道りでござ

います。もう一つは、こういうしつかりした機関ができますれば、やはり相当事件がたくさん出て参ると思ひます。その場合に、よほど委員のプールと申しますか、委員のもとを持つてお

りませんと、事件ごとに委員を選ばれる場合に、三人の委員がかけ持ちである、従来の建設審議会ですと、非常に事件の多いところが偏在して、非常に多量に、たとえば東京なんかは非常に多い。大阪、北海道、福岡、そういうところが多い。中央は、まあ、そんなに多量にありません。そういうふうな関係もございまして、委員として定員を五十名とか、六十名とかにして、お

○三鋼委員 その特別委員の数でござい

ますが、相当数とおっしゃいましたが、大体どれくらいを予想されてお

○柴田政府委員 まだ正確にきめてお

るわけじゃございませぬけれども、先

ほども申しましたように東京のよう

多いところでは、やはり大体五、六十

人程度以内で、少いところでは、十

人程度以内で、少いところでは、十

人程度以内で、少いところでは、十

人程度以内で、少いところでは、十

人程度以内で、少いところでは、十

人程度以内で、少いところでは、十

人程度以内で、少いところでは、十

ございまして、そういうふうな場合

に、ただ引き延ばしのためにやると

いつたような場合におきましてこれが

はつきりいたしておるというふうな点

が認められます場合には、それは受理

しなくともよろしい、こういう規定を

設けた次第でございまして。

○三鋼委員 これは特別な事例だと思

うのでございまして、こういう事例は

相当にあるものでございまして。

○柴田政府委員 ある程度今までの民

事調停法の関係の調停等、こういうも

のがあつたということでは、従

来の建設審議会のあつた中にも

若干は認められる、非常に多いと申し

まして運用上私権を侵害するというよ

うなことに間々なるのではないかと

う懸念が多分にあるのでござい

ます。この点について明快なる御答弁を

お願いしたいと思ひます。

○柴田政府委員 審査会が営みます紛

争処理の方法は、あつせんと調停と仲

裁と三つあるものでござい

ます。あつせんと調停は、要するに自主的に解決に

努めるものがあつて、そうして努めた

結果両者が同意をする民事上の契約と

同じような格好で同意が成り立つとい

うことで、当事者の承諾がなければ成

り立たないということでは、従

て、これは事理明瞭であると思ひま

かじめあつて、その合意に基いて当事

者の一方から言わなくちゃならないと

いうことになつておるわけではござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

まして、お尋ねの中にもござい

なお報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決します。

○徳安委員長 この際お諮りいたします。議事日程を追加し、本日付託になりました土地収用法の一部を改正する法律案、西村力弥君外十名提出を議題とし、審査を進めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決します。

土地収用法の一部を改正する法律案、西村力弥君外十名提出、第四十七号を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。西村力弥君、

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（土地調整委員会及び収用委員会の意見の聴取）

第二十条の二 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行うおとるときは、あらかじめ、建設大臣にあつては土地調整委員会、都道府県知事にあつては収用委員会の意見を聞かなければならない。

第二十三条第一項中「行おうとする場合において必要があると認めるときは、」を「行おうとするときは、」に改める。

第二十七条第二項中「あらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で、」を削る。

第二十八条第三項を次のように改める。

3 建設大臣は、前項の規定による事業の認定の再審査の申請を受理したときは、これを閣議にはかり、その決定に基づいて、当該事業の認定を拒否し、又は事業の認定をしなければならぬ。この場合には、第二十条の二の規定は適用しない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（事業の認定の取消又は変更）
第二十八条の二 市町村長は、事業の認定の告示に係る起業地を当該事業の用に供することが当該市町村の存続若しくは運営又は当該市町村の住民の福祉の保持に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、建設大臣に事業の認定の全部又は一部の取消又は変更の申立をすることができ

2 起業地内の土地の所有者は、事業の認定に不服があるときは、建設省令の定めるところにより、起業地内の土地の所有者の総数の二分の一以上の連署をもつて、その代表者から、第二十六条第一項の

規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に、建設大臣に事業の認定の全部又は一部の取消又は変更の申立をすることができ

3 建設大臣は、前二項の規定による申立を受理したときは、これを閣議にはかり、その決定に基づいて、事業の認定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは変更し、又は申立を却下しなければならぬ。この場合には、第二十条の二の規定は適用しない。

4 建設大臣は、第一項又は第二項の規定による申立を受理した場合において、当該申立が都道府県知事からした事業の認定に係るものであるときは、当該都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

5 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、事業認定申請書、公聴会の記録、利害関係人の意見書等当該事業の認定に関する書類を、建設大臣に送付しなければならぬ。

6 建設大臣は、第三項の規定による事業の認定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、その旨を第一項又は第二項の規定による申立をした者（以下この条において「申立人」という）、起業者及び都道府県知事に通知し、申立を却下したときは、その旨を申立人及び当該申立が都道府県知事のした事業の認定に係るものであるときは都道府県知事に通知しなければならぬ。

人」に改める。
第六十一条の次に次の一条を加える。

（忌避）

第六十一条の二 委員又は予備委員について審理の公正が害されるおそれがある特別の事情があるときは、起業者、起業地内の土地の所有者その他の利害関係人は、収用委員会に、理由を明らかにして当該委員又は予備委員の忌避を申し立てることができる。

2 前項の規定による忌避の申立は、第二十四条第二項の規定による公告の日から二週間以内にこれをしなければならぬ。ただし、同項の規定による公告の日後に新たに任命された委員又は予備委員については、任命の日から二週間以内にこれをしなければならぬ。

3 収用委員会は、第一項の規定による忌避の申立を受理したときは、当該忌避の申立に係る委員以外の委員によりこれを審理し、忌避の申立が理由があるかどうかについて決定をしなければならぬ。

4 前項の規定により忌避の申立を理由があるとする決定があつた場合には、当該忌避の申立に係る委員又は予備委員は、当該事業に関し、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。

5 委員のうち一人以上が前項の規定に該当するため委員の数が減少して、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができないとき

きは、第三項の規定により忌避を理由があるとされた予備委員を除き、予備委員が就任の順位に従つて、会長の指名により臨時に補充されるものとする。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（補償額の公平算定の原則）
第六十九条の二 損失の補償額を算定するにあつては、土地所有者又は関係人が第四十条の規定による協議に応じなかつたこと等の故をもつて、その者に対して不利益な取扱をするようなことがあつてはならない。

第九十四条第六項中「第九十四条第八項の規定による裁決」と、の下に「第六十一条の二第一項中「起業者、起業地内の土地の所有者その他の利害関係人」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第二項中「第二十四条第二項の規定による公告の日から二週間以内に」とあるのは「最初の審理の期日」と、と「同項の規定による公告の日」とあるのは「最初の審理の期日」と、を加える。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
2 土地収用法第二十八条の二の改正規定は、この法律の施行後に同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたものから適用する。

3 この法律の施行前に土地収用法第二十四条第二項の規定による公

告のあつた事業に同じ同法第六十条の二の改正規定を適用するに
ついては、この法律の施行の日
に、同法第二十四条第二項の規定
による公告があつたものとみな
す。

○西村(力)委員 私、今政府提出に
なつておる土地収用法の一部を改正す
る法律案に對しまして質疑を必要とし
ておつたのでございますが、委員長は
これを許可賜りませんので、この政
府提出の土地収用法の一部を改正する
法律案に對しても、いささか言及する
ことをお許し願ひたいと思つたのでござ
います。

土地収用法は、御承知のように財産
権と、それを公共のために収用する、
そういう立場とが調整されなければな
らない、こういうことであります。た
だ一方的に土地収用の手続を簡素化し
て、それを容易ならしめようとするの
みでありまして、そのように起業者側
の利益をはかつたならば、それと調整
をとるための被収用者側の保護の措置
は、当然バランスとして均衡をとる必
要上、この法案に盛り込まなければなら
ないことであると思ふ。ところがそう
いふ点がいささかも盛られずに、実際
何でも簡略に取り上げることができれ
ばいいのだ、こういう思想でもって考
え、そういう政治的意図のみ勝つてお
るという点に、私たちは政府提案の改
正案に對して了解ができず、反対をせ
ざるを得ないという立場になつてくる
のでございます。しかも前々の委員会
あるいは合同審査における政府側の答
弁は、實際その確信に満ちた答弁がな

されぬ。たとえいろいろな事業認
定を、都道府県知事にあつたものを建
設大臣に取り上げるということになつ
ても、都道府県知事にその認定をまか
しておつた、都道府県知事の権限の範
囲内に置いておつたというものがによつ
て生じた不便、そういうものが具体的に
何ら説明されない。あるいはまた土
地収用の事業認定の申請書のようなも
のを提出する場合における意見書もつ
けるという問題についても、實際きよ
う提出になつた資料を見ますと、せい
ぜい七十日間を要したというものであ
つて、全然その意見をとることができ
なかつたという資料は出ていない。
であるから、とにかく七十日を要して
もその意見書を付することができたの
だから、そういうものを付さなくても
よろしいというような簡素化をはかる
必要も何もないのじゃないか、こう考
えられてくるわけなのでございます。

なお、この前法務委員会との合同審
査において明瞭になりました通り、起
業者にある地位を与える、協議という
段階を省略することができるといふこ
とにするとは、法理論上もこれは正
しくないという意見が出され、それに
對して明確なる答弁がなかつた。そん
な点から、私たちはやはり土地収用法
に對する別途の考えに立つ改正案を提
出せざるを得ない、こういうことにな
つて参つたような次第でございま
す。

私たちの改正の要点は、第一番目
に、この事業認定が公正に適正に行わ
れるというものを何らかの形によつて
この段階でチェックしていかなければ
ならない、こういう立場に立つて、も
ちろんこの事業認定をやる場合におい

ては、建設大臣にせよ、都道府県知事
にせよ、相当慎重に考慮せられるで
ございましょうけれども、われわれは、
建設大臣が事業認定をやる場合には、
土地調整委員会、都道府県知事にあつ
ては、その収用委員会の意見を徴して
事業認定の処分を進めなくてはなら
ぬ、しかも必要ある場合に公聴会を開
催するという現行規定を、必ず公聴会
を開くべきである、かように修正をい
たそうとするものでございします。とに
かく収用の第一階梯としての事業認定
は、相当その地域住民の意見を聞き、
あるいは相当権威ある機関の意見を聞
き、慎重を期することが、結局その後
の紛争を回避することができ、期間的
にも短縮し得られるものであると考
え、そういう意味でこの改正を考えた
のでございします。

次にこの事業認定に對して、土地所
有者あるいはその地域住民の福祉を確
保するために努力しておる市町村長、
そういう人々が慎重なる手続を経た結
果であるけれども、なおその事業認定
処分が満足することができない、こう
いふ場合には、再審査を申請すること
ができる、かようにいたそうとするも
のでございします。現在の再審査請求
は、御承知の通り起業者が事業認定の
拒否の処分を受けた場合、再審査を請
求することができ、こういうことにな
つておりますが、これでは起業者だ
けが一方的に保護されておる、こうい
う調和のとれない規定だと申すので
ございします。そのために、関係市町村長
あるいは土地所有者も、その再審査を
申請し得るものとして、その均衡をは
からんとするものでございします。
第三番目には、土地収用委員会の委

員は七名であつて、予備委員が二名、
こういうことになつておりますが、予
備委員の数を五名以上という工合に改
正しようとするものでございします。そ
のわけは、この収用委員の除斥の規定
がありまして、機械的な除斥ばかりで
はなく、やはり関係人あるいは土地所
有者が、その収用委員が公正なる審理
ができないという判定に立つた場合に
は、その忌避を申し立てることができ
るという工合にすることが必要である
と考へた次第でございします。そのこと
は、實際の経験から言ひまして、た
とえばある県の土地収用委員が、県
議員が二名、商工会議所会頭が一名、
銀行の頭取が一名、大学の学部長が一
名、このような構成になつておる、事
実そういうことがありました。そうい
う場合、県営事業の事業進捗がうまく
いかないために、結局伝家の宝刀であ
る土地収用委員会にかけた。私たちは
その関係者の代理人として出て参りま
したが、県会議員の諸君あるいは大学
の学部長はいとして、商工会議所の
会頭は、その商工会議所は年々五百万
円程度の県費の助成を受けている、そ
の会頭なんです。しかも起業者は県な
んです。あるいは銀行の頭取は、県の
金をほとんど大部分預託している銀行
であり、その利害関係は県と全く密接
にしている、こういうような事情に
あつたのでございします。そういう事情
を考へてみると、今自分の権利である
財産権を侵されようとするこの土地所
有関係人から見れば、どうも公正なる
審理というものは期待できない。あの
人に公正な審理をやるのだと言われて
も信用ができない、こういう氣持にな
らざるを得ない。それでありますか

ら、機械的な除斥規定に加えて、
忌避を申し立てることができるといふ
事項はぜひ必要であると私たちは思
つた次第でございします。そのために忌
避ということが行われて、収用委員会
がその者を除いて忌避申し立てが受當
するかいなかというものを審査した結
果、一応この収用委員会からはちよつ
と遠慮してもらおう、こういうことに
だんだんとなつていきますと、委員会
構成の定足数に欠けることも考えられ
るので、予備委員というものを増員す
ることが必要だ、こういう工合に考
へたようなわけでございします。

次に損失補償の問題でござい
ます。この損失の補償については個別私
の原則というものがございします。し
かしもつと大事な点は、憲法第二十九
条の第三項に規定されているように、
正当なる補償によつて財産権は侵すこ
とができる、侵した場合には正当なる
補償をしなければならぬ、こういう
ことになつておりますが、正当なる補
償というものは一つである。正当なる
という補償が、三つも四つも差がある
ということは、これはあり得ないはず
だ。ところが現実にはそういうことが行
われている。しかも砂川とか小牧の飛
行場の土地収用に當つては、協力奨励
金なるものが支給されている。これは
土地の補償ではない。しかし個別払い
されてその個人々々に金が渡る限りに
おいては、總括して補償額、こう稱せ
ざるを得ない。ところが、實際に条件
派と稱する諸君が政府の施策に協力し
たということに対しておほめにあず
かつたというか、そのごほうびとし
て、一般市井の売買において行われる
博勢的な包み金協力的謝礼金が支給

されておる一方、自分の生活を守ろうとして政府の立場と国民の立場というものを対等であるんだ、財産権の保障をわれわれが主張することは当然である、こういう民主主義の原則に立つて主張した人間が、土地収用委員会にかけられて、最後に強制的に取り上げられる、こういう場合にその協力酬礼金は出ないということになる。そういうことになればこれは損失の補償に對して輕重がつけられる。しかも最も大事な点は、政府の施策に對して協力した者にはその分の金が出る、反對した者にはそれが出ないということになれば、結局政府の方針がいつでも善であるというような考え方、国民はこれを守らなければいかぬというような考え方になって、結局政府の方針がわれわれの考え方なりあるいは暮らし方なりに押しかぶさってくるファッショ政治の形になってくるのではないか、こういうことではほんとうの民主主義をくすそうとするものだと思われる。えざるを得ないわけですか。そういう立場からやっぱり損失の補償に當つては、あくまでも公平算定の原則が貫かれなければならぬ、こういうことを考えましてその条項を加えたような次第でございます。

私たちとしてはこのほかにもいろいろ問題点を持つてございます。たとえば委員の構成にしましてもう少し一般耕作農民の立場を守り得るような経済とか政治とかいうものに精通するばかりでなく、農民の生活の實感をおのれのものとしておるような者も加えられるという方法もぜひ考えられなければならぬと思つておりますし、収用委員会第一審において最後

の決定であるがごとくならないように、第二審的中央土地収用委員会というやうな形態のものを考える必要があるのではないかと、あるいは土地収用委員会にこの事業認定が適正であるかいかというのを判定する権能を与えらるべきである、これがほんとうに国民の意思によつて政府あるいは都道府県、そういうものの意思をコントロールする形になるんだ、私たちはその土地収用委員会に事業認定そのものに対する適否の判定がなし得る権能があるとするなら、私たちは法によつて自分の地位を守ろうとする権利を持つてゐるとして国民の代表として、人民の代表者として土地収用委員の諸君によつてわれわれの権利が守られるんだという形が出てくる、かように考えましてそのやうな改正をも考えようとしたのでございまして、なかなか時間的に余裕がありませんが、さきに申し上げましたやうな四点にしまして本改正案を提出したやうな次第でございます。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○徳安委員長 これより土地収用法の一部を改正する法律案、内閣提出第一五〇号、土地収用法の一部を改正する法律案、西村力弥君外十名提出第四七号の兩案を一括して議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますから、これを許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 私はただいま提案者の西村さんから御説明のありました土地収用法の一部を改正する法律案についてごく簡単に御尋ねをしておきます。これはお尋ねというよりも今御説明に

分にかつておりますので、これをお尋ねするというのは非常に格好がつかないのではありませんか、全然不問に付しておきたいと思つております。そこで先ほど提案の御説明にありましたやうに、土地収用法が根本的に問題なのは、いわゆる公共の福祉と申しますか、公益のために私権を制限しなければならぬ、その公益と私権との衝突をどういふやうに調和するかというところがこの収用法の眼目でありまして、でありますからどこに調和点をとるかという点については相当立法者としても十分に慎重に考えなければならぬというところは御承知の通りであります。しかも公益に名をかつて私権をみだりに侵害するといふか、圧迫するといふことは絶対に避けなければならぬのであります。そういう意味において提案者がこの一部改正を出された趣旨は、ややもすると私権を圧迫するがごとく感ぜられる動きがないでもない、そういう事態に對してできるだけ慎重を期して、しかも私権を尊重する立場からこういうふうな案を練られた、このことについては私は衷心より敬意を表します。しかしながら公益と

○西村(力)委員 私がこれを起案しました理由は、先ほど申し上げましたやうに、事業認定といふのは、はつきり土地収用を一步を踏み込んだ決定的な段階でありますので、この際は、慎重を期さなければならぬ、しかもこの点に慎重を期することによつて、事後の手續はむしろスムーズにいくであ

しますれば、先ほど政府委員からの説明もありましたように、現在の公共事業であるダム建設を中心とする仕事は急速にはかどっておらないという様な観点から、この一部を改正する法律案を数年かかって、そうして各省との意見の調整をはかってここに提出したのである、こういうような答弁であります。これは皆さんも御承知の通りであります。憲法第二十九条には「財産権は、これを侵してはならない」とありまして、第二項は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」、第三項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とあるが、これは法律的に解釈すれば、いわゆる第二十九条の第三項によるものである、かように考えてよろしいかどうか。

○町田政府委員 土地収用法は、たゞいま御指摘のごさいました憲法第二十九条第三項の規定に基礎を置きまして立案されておる法律でございます。○中島委員 そこで二十九条の第三項には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とあるが、これを公共のために用いることができる」とはつきりうたつてあることができる。しかるに政府提出の土地収用法の一部を改正する法律案につきましては、いわゆる公共事業の名によりまして私有財産権を過度に圧迫いたしておるにもかかわらず、これを三項を適用したのでありますが、この三項にうたつてあるところの「正当な補償の下に」とつまり損失補償という条項が妥当とか正当とかいうようなあいまいな文字のみを使つてありまして、はつきりした損失補償をうたつてないのは一体

どういうわけか。すなわちこれがこの三項にひつかけて、かつての忠君愛国の名のもとに一片のはがきをもって戦地へ人を送つたというやうな非常な逆行のおいひをするところの法律である、かように解釈するが御意見いかがであるか。

○町田政府委員 今回の土地収用法の改正におきましては、損失補償の点は何ら改正を加えておらないのでございす。従来の土地収用法におきまして、損失の補償は第六章に詳細に規定になっておりますが、これらの規定によりまして物質的な損失は、完全にこれを補償するといふようにできておるのでございまして、この点憲法第二十九条第三項に違反することはないと確信いたしております。

○中島委員 結局この問題も究極しますと補償の一点にしろられる、こういうふうに考えるのであります。従いましてこういうやうな強権の土地収用法を案を出すにつきましては、無過失な住民に對しまして国家権力で土地を取り上げるのであるから、損失補償の制度をはつきりと法律の上できめた上においてこの法案を出すべきが妥当である、かように考えるのであるが、御所見はいかがであるか。

○町田政府委員 ただいまの御意見の通りに、損失の補償は安全にこれを行ふべきものでございまして、第六章以下におきましてこれは完全に補償できるように規定がいたしてあるのでございす。たとえば土地等につきましては、第七十二条におきまして「収用する土地に對しては、近傍地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならぬ」という規定

定がございすし、それから八十八条におきましてこれらの補償以外に、収用によつて通常受ける損失は完全にこれを補償する旨の規定があるのでございまして、損失の補償に関する限り、土地収用法におきましては憲法の規定に完全に沿つた規定が従来からできておると考えております。

○中島委員 憲法に沿つた完全な規定ができておるといふ答弁でございす。が、そうでない。なぜかと申しますと、この法律案は強権がいつでも発動できるやうな具体性を帯びたところの法律案である。しかも損失補償の点につきましては妥当であるとか適正であるとか、近傍の地価であるとかいふやうなあいまいな規定でもつてつづられて、具体性を欠いたところの損失補償に對する法律がうたわれておる。従いまして損失補償につきましてはあいまいなものでしてありまして、そうしてこの土地収用の権限だけははつきりと具体性を持つてうたつておる。これは不均衡であると思ふがどうであるか。

○町田政府委員 ただいまの御意見にございまして通りに、損失の補償に関する規定はきわめて抽象的でございます。その点は御指摘の通りでございす。土地収用法は、各種の場合における土地の収用の際の補償の基準をこの第六章において規定をいたしてあります。その性質上勢い表現が抽象的にならざるを得ないのでございす。いずれの場合にもこれを適用して基準といたすべきものを条文の形で書いてございすので勢い抽象的になつておりますが、たとえば第八十八条等におきましては、かなり具体的にその規定をいたしておるのでございまして、

たとえば「第七十二条から第七十五条まで、第七十七条及び第八十条に規定する損失の補償の外、離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならぬ」といふ旨の規定がございまして、かなり具体的に書いてございす。これらの規定をなお一そう具体的に規定いたすべきことにつきましては、種々私たちが考究をいたしてありますが、実際はなかなか各種の場合に該當するやうな、しかも具体的な規定はむずかしいのでございまして、事の性質上このやうになつておるといふ点を御了承いただきたくと思ひます。

○中島委員 私損失の規定をまだ目を通しておられませんからよくわかりませんが、それらの補償の中には間接補償なども含まれておるかどうか。

○町田政府委員 失はただいま御質問のありました間接補償というお言葉の意味でございす。私たちが通常間接補償という言葉をあまり用いせん。この間の解釈が間違つてお答えすることになるかも知れませんが、土地を直接収用または使用されるいわゆる被収用者に対する損失補償はかりでなく、土地収用によつて事業を受ける者が被収用者以外にも出てきます。そういう特殊の場合につきましては、第九十三条に、収用した後は使用する土地以外の土地に關する損失の補償という規定がございまして、特殊の場合につきましては、この場合にも補償ができるやうになつております。もしそういう場合

のことを間接補償とおしやつておるといたしますならば、九十三条の場合におきまして土地収用関係以外の者にも補償をする規定がございす。

○中島委員 結局このやうな土地収用に對する大きな権限を持たせるについては、法律案を提出するには、やはり損失補償の方を先になすか同時に提出すべき性質のものである、こういうやうに私は考えるわけであります。従つて具体的な損失補償の法律案のできぬ限りこの法案を提出することは、いわゆる憲法第二十九条違反の疑いが非常に濃厚なものである、こういうやうに私は考えるわけであります。

そこでただいま申し上げました間接補償でありましたが、これは私の地方に今まで幾つもあつた例であります。たとえば農家が六反歩耕作して一家の生計をなしてつた。そのうち三反歩を水没地域によつて取り上げられた。従つて村の村長などが中に入りまして、そして他との均衡がありますので時価で取り上げた、しかしこれは不要のものを買つてもらつたのではなくして、一家の生計を立てるために六反歩は絶対に必要だ、そこを三反歩とられただけにその農民は他に移住しなければならぬ、こういうやうな状態が各所に起つてくるわけでは、従つて現在の補償に關する法律では、これはさういふやうな間接補償という言葉を妥當であるかどうかかわからないけれども、さういふやうなことが非常に不備であつて、至るところに悲劇が現在起つておるのであります。従いまして、この損失補償の具体的なものは非常に困難ではありますけれども、できぬといふわけはない。従つてこの法案を整備し

て、そしてたゞいま提案の改正法律案を一時引つめて、同時に提出するようになうに考へ直しを願えないかどうか、この点をお伺いしたい。

○町田政府委員 現在の土地収用法におきましても、先刻お答え申しましたように物質的な損害は全部完全に補償する建前になっておりますが、たゞいまお話をございましたように、収用をされた土地が金銭に変わった、そのために農民はその金銭の使い方その他について適当な方法をとることを得ずに、従来通りの生活が再建できないというような場合が時々ありますことは、私たちも承知をいたしておるところでございます。ただその点は土地収用の補償の問題ではなく、また別個に収用をされた人たちの生活再建の問題として考えるべきものと思つておるのでございまして、これは土地収用法以外に、土地収用をされた者の生活再建整備等につきましては何らかの措置を講ずべきものと思つております。それで、その措置の大部分は行政措置によつて行い得るのでございますが、なお法制を必要とする部分もあると思ひますので、この点につきましては関係各省と協議をいたしまして、現在検討中でございます。

○中島委員 そこで政府委員にお尋ねいたしますが、土地収用法の一部を改正する法律案は、理屈のいかんにかかわらず、かりに憲法違反であるとしても、自民党の政調会ですでに了承しておるといふことでありまして、国会は数があるをいいますから、われわれが反対してもおそろく通ると思つております。そこで政府は、この法案が通つた際において、この損失補償の問題に対

しましてもつと具体性のある法律案を考究する意思があるかどうか伺いたい。

○町田政府委員 損失補償の問題につきましては、今後なお十分に検討、研究いたしたいと思つております。

○中島委員 そこで私は法律案の内容について二、三質問をいたしたいのでありますが、この法律案の提案理由にあるごとく、事務を簡素化するということが第一の目的でありまして、その方を見ますと地方公共団体の長の権限を多分に建設大臣に委譲してある、しかも非常にあまいな言葉で委譲してあるわけでありまして、利害関係が二府県にまたがるというやうな言葉を使つておつたと思ひます。たとえば一つの河川にダムをこしらへる、さうするとこれは当然下流地方、上流地域に影響を及ぼす。たとえば発電所を建設すれば送電線関係、あるいは電気の供給区域において二府県にまたがる、あるいは飛行場をこしらへれば、飛行機が飛ぶことによつて他の府県にもまたがる、かういふやうに解釈してよろしいのであるかどうか。

○前田説明員 十七条に三号を加へまして、二府県にまたがって利害の影響を及ぼす事業と書いてございしますが、その書いたことではあるいは不明確であつて具体的適用がやりにくいと考えられますので、さういふやうな性質の事業といたしまして三号の中にイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トと列挙いたしました。この「一の都道府県の区域をこえ、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの」と書いてここに列挙した事業につきましては、全部建設大

臣の権限に移つてくるわけでございまして、不明確がないように注意いたしてあるわけでございます。

○中島委員 そうしますとほとんどすべての事業が地方公共団体の長から建設大臣へ移管された、実際問題としてかういふやうに見てよろしいと思つておりますが、具体的に知事の権限に残つておるところの目ぼしい事業はどのような仕事であるか伺いたい。

○前田説明員 土地収用法の適用を受ける事業は第三条に規定しておりまして、一号から三十三号まで列挙してございまして、この改正案におきましてはイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トと七号を持つてきましたので、その他の事業につきましては、その事業主体が四府県にまたがらない限りすべて都道府県知事の所管でございます。

○中島委員 そこで項目は三十何項目あるかもしれぬけれども、ここに七つばかり出ておりますけれども、ほとんどこれが大部分でありまして、その他の事業はごく微々たるものであつて、ほとんどが建設大臣の認定する事業になつた、かういふやうに解釈をせざるを得ないのであります。そこで土地収用法の一部を改正する法律案に對しまして、全国知事会議におきまして三月十四日に土地収用法の一部を改正する法律案中、第十七条の改正については左記理由により反対するといふ反対決議が出されておるのであります。そこでこれらの内容を見ると、現在この法案を審議するに當つて、政府委員の説明ではなかなかわれわれが納得しにくい、了解に苦しんでいることを、最もはつきりと、この知事会の法律案に對

する反対意見の中にうたつてある。それでこの一として、事業の認定に際しては特に現行法二十条に指摘されてい事業の認定の要件を判定する場合に、地域的なあらゆる条件を熟知しての条件であつて、現行法のごとく、土地所有者、利害関係人と常に接し、実情を熟知している都道府県知事が事業の認定を行うのが適當である、かやうに一の項にうたつてありますが、これはもつともだと思ふ。たとえば東北とか北海道とか、あるいは九州とかいふやうな遠いところの事業認定を行うに、建設大臣が直接行うといふやうなことでなしに、今までのやうに都道府県知事がこの認定を行うことは、それそれ出先の機関を持つており、そして土地所有者であるとか、利害関係人とかといふものと常に接して、実情を知つてゐる。そしてまた、収用される土地の所有者もごく正直に、手取り早く意見の開陳ができる、こう考えるのであるけれども、なぜ建設大臣にこの権限を移譲せねばならぬか、この点お伺ひしたい。

○町田政府委員 今回改正いたしましたのは、事業の利害の影響が一つの都道府県の区域を越えるやうなものにつきましまして、一つの都道府県の区域にとらわれることなく判断ができる建設大臣においてこの事業の公益性を判断する方が合理的であると考えたからでございます。なお地方の利害等については、現在の土地収用法の二十一条においても関係行政機関の意見の聴取をすべき旨の規定がございしますので、これらの規定の活用によつて地元知事の意見を十分聞く機会があるわけでござ

いまして、この点心配はないと思つております。

○中島委員 政府委員の見解と私の見解とは非常に違ふのでありますが、これらは一括してあとで質問を行うことにいたしましょう。そこで、この全国知事会議の意見の第二項におきましては、公益事業の用に供する電気工作物に關する事業、並びに電源開発株式会社が設置した改良する発電施設または送電施設に關する事業について、県政の総合的運営という見地から、現行法通り知事に認定の処分を行はせることが必要である、この知事の権限を取り上げて建設大臣が認定に關する処分を行うことは適當でない、こ

う言つておりますが、これももつともで、われわれの考えにびつたりくる。第三におきましては、都道府県知事は改正案によれば第二十四条第三項の通知があるまで管内の事件を正式に知り得ず、行政上当然起り得べき種々の問題につき何らの意見を述べざる機会がなく、問題に対処する上に著しく不都合である、かういふやうに思ひます。これも全くもつともであると思ひますが、政府の御所見はどうであるか。

○町田政府委員 全国知事会議の第二点の意見でございますが、現在においても、国の行います事業だとか、県が実施いたします事業は建設大臣が事業認定をいたしております。それらの事業には非常に重要な事業がございまして、これも事業認定は建設大臣がいたしておりますが、県政の総合的運営という見地から知事の意見を十分尊重いたしております。特に今回の改正によつてこの点が新たに知事の県政の総合的運営を害する結果になるとは考え

て御説明を願いたいと思います。

○町田政府委員　午前中にも御答弁申し上げましたように、非常に多くの土地収用をできる事業、約十萬カ所くらいの事業が年間に行われておるわけでありです。それらのうちで土地収用によつて土地を取得する件数は年々四十ないし五十程度でございます。それらのうちで今回の改正を必要としたような該当件数はそう多くはないのであります。たとえば都道府県知事の事業の認定を受けるについて非常に長期を要し、または受け付けられなかったというふうな実例も、私たちの知ってい

る範圍内におきましても数件ござい
す。たとえば申請書を出したが、知事
がその申請書をいろいろな理由で受理
をしなかったというような例がありま
したり、あるいは申請書を出しまし
たら、むしろ土地収用によるよりは当
事者間の話し合いで解決をした方がよ
からうというので、起業者側が知事の
いわば圧力によって不利ないろいろな
条件をのまされたというような例も
あるであります。それからこの手続
の点は非常に重要な点であります
が、手続の簡素化の点につきまして、

たとへば意見書を得るのに數十日かかった、しかもその意見書を出すにつきては、公公団休有の財産に、非常に多額の補償金を出すならば意見書をつけてやろうというようなことを要求して、なかなかその話がつかぬために意見書がもらえなかったというような例もあるのでございまして、そのために數十日以上も意見書を得るのに期間を要したというようなこともございまして、そういうようにいろいろの從來の

実情もあるいは事実であり、あるいはうわさに聞く分もありましたので、それらの点につきまして合理的な改正を必要といたしまして、それをはかりましたのが今回の改正の条項でございます。

○中島委員 今私が旧来の土地収用法で損失補償の具体的な案件以外は大丈夫ではないか、なぜこういふ一部改正をする法律案を提出したのであるか、それについては提出すべき理由があったのであろうと思うが、その具体的な今までの案件をお示しを願いたいという質問に対して政府委員の答弁は、今まで十万余件に及ぶに、土地収用法を適用したのはわずかに四十件程度である。それから土地収用法で書類を出したところが知事が適達をせずに結局和解した方がいじやないかというところで、知事の意見によつて事業主が非常に多額の金を出して損をした。それから、多額の補償を出せばいいけれども、そうでなければ意見書をつけないというふうなことで意見書をつけるのに数日間かかった。この三つのことを今あげられたわけでありまして、そういうふうに了解してよろしいですか。

○町田政府委員 ただいま申し上げましたのは例示として申し上げたのでありまして、その他にも私たちが知らない部分につきましてはそういう例があると思ひますし、今申し上げましたのは例示でございます。

○中島委員 そこで今私の言つたことを確認されたわけでありまして、十万余件の件数のうちで四十件、五十件などというものは千分の一にも一万分の五くらいな件数であつてこれくらいな件

数にこれほど主権を圧迫するところの法律案を提出する理由は私はないと思う。それから第二の、土地収用に當つて知事が和解した方がいじやないかというところで、それがために事業者が多額の負担をしたというふうなことを言われたけれども、その多額というのとはどこを基準として多額というのであるか、これがまたはなはだ私は了解に苦しむのです。私の方で今建設省の直轄工事をやられておるが、最近一反歩三十五万円というふうな金を出して、それで中部建設局長が私に、ああいう多額の金を出すのでは、今後ダム設置も何もできぬからというふうな話があつて、私はそれに直接タッチしておるのではありませんけれども、そういうふうな話があり、また県の方から、もう少し何とか中に入つてくれぬかというふうな話があつたけれども、私入しません、きよう聞いておると、田子倉なんかでは一反歩に對して四十八万円出しておる、こういうふうな状態なんです。従つてあなたが多額というふうなことを言われても、もっと具体的に、だれがどのどういふ条件の土地で幾ら幾ら出したというふうな話が必要ならばとこね。あたかもこれは特殊事業会社をもちたてたための法律であるような印象が深くなつてくる。そして知事が意見書をつけるに際して話し合ひで済ませたいのはこれはもつともだ。当然知事は話し合ひで済まして、そして国家の強権の發動をなるべく見合はしたいという意見であるのではないか。これもこの法律案を提出する何らの理由にもならない、こういうふうに私は考えるのであります、どうもこの法律案を提出すると

このの根拠というものが非常に薄い、法律案を提出せねばならぬところの何ら具体的根拠がないと断言せざるを得ないような政府委員の説明である、こういうふうに私は考えるのであります。そして、これはあまり憶測が強くなつて恐縮かと思ひますけれども、たとえばこの土地収用法の適用を受けることのある事業の種類において、何ら利益を得ないところの、国が行う道路であるとか、あるいは河川、堤防であるとかいふものと、それから民間事業であるところの電源開発であるとか、かりに国が多額に金を出しておるにしても、電源開発であるとかいふ直接収入を得る者と土地を収用される者の感情の上におきまして、また国家的見地から見ましてそこに非常に差があるものだ、こういうふうに考えるわけでありまして、それでもしこれを懸く考えれば、建設省が全国の権限を握つて、そして巨額資本と結びついて——これはまあ非常に語弊があるかもしれませんが、われわれの県におきましても河川課の治水係が河川の使用の認可なんかの権限を持つておる。ところがその治水係の主任は県庁をやめるといつても発電会社の社員になるというところがまづおる、従ひましてこの法律案も裏にそんなやうなことがありはせぬかというやうに、何ら改正をするところの具体的のわれわれが納得いく説明が得られま

せんので、そんなやうに憶測をせざるを得ないというやうに考えるのであります、そして、具体的な、なるほどこれは土地収用法の一部を改正する法律案を提出しなければならぬというやうな御説明が得られれば大へんに仕合せ

だと思つてわけでありまして。○町田政府委員 今発電関係の事業の点についてお話がございましたが、土地収用をいたしました事業のうち発電関係の事業は五割か六割でございます。取用関係の主たる事業は国道であるとか、中学校の建設、河川の改修等でございます。発電関係はそのパーセンテージがごく低いのであります、その点は御了承をいただきたいと思ひます。

○中島委員 だいが政府委員にも御苦労をかけたのですが、どうもすつきりと納得のいかぬのが遺憾であります。そこでまた話は大きな問題に移りますが、先ほどいろいろと同僚委員の質問に對して政府委員からくどくどと説明があつたやうであります、例の米軍関係であります。あれは日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法というものが昭和二十七年に立法されておるわけでありまして、従つてこの適用が適用しないのであるかどうか、これを適用し、なおかつ土地収用法を二重に適用するのであるかどうか。この点をお伺ひしたい。

○前田説明員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法、この法律によりまして、土地収用法を適用することになつております。これは第十四條の規定だけ、土地収用法のうち特別の規定だけをこれに適用しております。今回の改正につきましてはこの第十四條

の規定によりまして適用される土地収用法の条文もございまして、先ほどお話のございました事業認定に関する分につきましては、この第十四條の規定によりまして、つまりアメリカ軍との関係の分につきましては土地収用法の規定によらないで、この特別措置法によつてやっておるのであります。

○中島委員 そこで現在までアメリカ関係での土地収用の件数はどのくらいでございますか。そしてその件数の中で土地収用法をあわせて用いた件数がどのくらいな件数に當るのかというところがわかりであつたら、御説明願ひたいと思ひます。

○前田説明員 特別措置法によりまして事業認定いたしますのは総理大臣でございまして、今手元に何件事業認定したという資料を持つておりませんが、それほど多数あるとは思ひません。事業認定に関する処分とそれに基づいて収用裁決した分と両方ございまして、特別調達庁の所管でございまして、そのうちの方で調べられておると思ひます。裁決になりました分については、その裁決は土地収用法の規定により収用委員会が裁決いたします。それで現在裁決があつたと聞いておりますのが二件、継続中が一件というふうに承知しております。

○中島委員 土地収用法の適用を受けて収用委員会が裁決したものは、建設省でやっておるのでしょうか、その三件の内容は、もし建設省の所管であつたらどういふことになるかという御説明を願ひたい。

○前田説明員 裁決は建設省の所管というこはいいないと思ひます。裁決

につきましては収用委員会が裁決いたしましたして、私の方へは報告が参ることになっておりますので承知しておるの
でございます。建設省の所管ということには法律がなっております。収用委員会の裁決は収用委員会自体が裁決したものでございます。

○徳安委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○徳安委員長 では速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時三十八分散会

――●――

〔参照〕

建設業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十八日印刷

昭和三十一年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局